神 戸 市 長矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会 会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について ( 答 申 )

平成 17 年 7 月 21 日付神行職給第 162 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者(いわゆる「ヤミ専」)に対する福利厚生費を含む人件費支出総額(H16年度)のわかる資料」

に係る公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

## 1 審査会の結論

「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者(いわゆる「ヤミ専」)に対する福利厚生費を含む人件費支出総額(H16 年度)のわかる資料」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求を行った。

「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者(いわゆる「ヤミ専」)に 対する福利厚生費を含む人件費支出総額(H16年度)のわかる資料」

- (2)市長(以下「実施機関」という。)は、請求について、公文書を保有していないことによる非公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

# 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 17 年 7 月 6 日付の異議申立書(以下「申立書」という。) 平成 17 年 9 月 27 日付の意見書及び平成 18 年 4 月 24 日の審査会の陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

「公開請求をされた内容に該当する職員がいないため」を公開しない理由(公文書を保有していない理由)としているが、神戸市職員労働組合関係では、神戸市労働組合連合会の執行委員 2 名の給料等が決算書に計上されておらず、神戸市職員労働組合執行委員の給料等は神戸市職員の給料(平均)と比べ、大きく乖離しており、神戸市より給料等の補填があることを十分疑える。

神戸市の非公開理由説明書では、制度として「ヤミ専」に該当する職員がいないと主張されているだけであって、事実としてどうなのかについては全く触れられていない。神戸市職員労働組合本部執行委員については、休職専従者以外の職員は「ヤミ専」であること(全く又はほとんど本来の職場で神戸市の仕事に従事していないこと)は職員の間では公然たる事実である(私は「ヤミ専」の存在を見聞きしている)。

「ヤミ専」の存在の一部を指摘する。A氏は平成 年度から 年度まで に所属していたが、一度も彼が仕事をしているところを見たことはない。彼は、 年より をしており、平成 年度時点では通算 年間となる。平成 年度から 年度全期間休職してい

たのであろうか。少なくともこの間の一部に「ヤミ専」期間があったものと確信している。(地方公務員法及び市条例で組合専従のための休職は、通算7年が限度とされている。)

16年度・17年度の出勤簿を紹介すると、職免回数でみると、B氏、C氏、D氏の出勤簿には職免の印が多く見受けられる。果たして適法活動にだけこれだけの職免が必要だるうか。必要とすれば、職免のほとんどない他の執行委員の出勤簿は説明がつくのだろうか。

E氏は平成17年 月から 月の間に、 月 回、 月 回、 月 回のみである。他 氏と比べると極端に少なく、出勤簿上職免の処理がまともになされていないと思える。

F氏は平成 16 年 月から 月毎月 回から 回あったが、平成 17 年 月は 回のみで職免処理がまともにされていないと思える。出勤簿が に移されたのは、出勤簿の操作をしやすくするためではないだろうか。

G氏は平成17年 月から 月の間、 月に 回のみで出勤簿の操作がなされていると思える。

H氏は平成 16 年 月から 17 年 月、 月 回のみ、平成 17 年 月から 月、 月 回のみで出勤簿の操作・職免処理がまともになされていないと思える。

以上、休職専従者以外の本部執行委員の出勤状況は相当差異があり、「ヤミ専」隠しの ための出勤簿の操作・職免処理のサボタージュが労使一体で行われているものと思う。

# 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 17 年 8 月 26 日付の非公開理由説明書、平成 18 年 3 月 27 日 における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

地方公務員法(以下「法」という。)第 55 条の 2 第 1 項ただし書きによると、職員は、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事することができるとされている。また、法第 55 条の 2 第 5 項によると、許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないとされている。

さらに、法第55条の2第6項によると、職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動してはならないとされている。

法第55条の2第6項を受けて、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第2条は、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合又は期間として、法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉(その準備行為を含む。)を行う場合、休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び年次有給休暇並びに休職の期間と定めている。

本件請求にある「専ら組合の業務に従事している者」については、法第 55 条の 2 に基づき、休職の許可等を受けており、神戸市から給与は支給していない。

なお、法第55条の2に基づく休職の許可等を受けていない者が、職員団体のための職

員の行為の制限の特例に関する条例第2条に基づき職員団体の業務に従事する場合には、 給与は支給されるものである。

したがって、「専ら組合の業務に従事している者」に対して給与は支給していないことから、本件請求の趣旨に該当する公文書は存在しないため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったものである。

なお、申立人は、ある職員が平成 年度から 年度の間、勤務に就いていなかったと主張するが、当該期間はすべて専従休職しており、当該職員に対する給与は、全期間通じて支払われていない。

#### 5 審査会の判断

#### (1) 本件における争点について

本件の争点は、申立人が公開請求をした「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者(いわゆる「ヤミ専」)に対する福利厚生費を含む人件費支出総額(H16年度)のわかる資料」の存否である。

#### (2) 実施機関からの事情聴取について

実施機関によると、神戸市職員労働組合の執行委員数について、申立人の請求されている平成16年度は12名であり、1年間通じて任命権者の許可を受けて専従休職している者が0名、1年間通じて職務に就いているが、一定の組合活動を行う際に休暇あるいは職務専念義務の免除の許可を得て行っている者が2名、一定期間を専従休職し、専従休職以外の期間を職務に就きながら休暇あるいは職免を取って組合活動している者が9名、1年間通じて外郭団体に退職派遣されていた者が1名であるとしている。

実施機関としては、上記 の2名の職員は、期間通じて職務に就き給与を得ているが、組合活動を行う際は所属長による休暇あるいは職務専念義務の免除の許可を得て従事していることから、本件請求の趣旨に該当しないとしている。

実施機関としては、上記 の9名の職員は、平成16年度の一定期間を無給で専従休職しており、専従休職以外の期間については、職務に就き給与を得ているが、組合活動を行う際は所属長による休暇あるいは職務専念義務の免除の許可を得て従事していることから、本件請求の趣旨に該当しないとしている。

実施機関としては、上記 の1名の職員は、16年度は神戸市の外郭団体に退職派遣されていたため、実施機関はその職員に対して給与を支給していないことから、本件請求の趣旨に該当しないとしている。

以上のことから、実施機関としては、神戸市職員労働組合の執行委員に申立人の請求する対象者がいないことから、本件請求に関する公文書について不存在決定を行ったとしている。

#### (3)事情聴取の結果について

審査会は、神戸市職員労働組合執行委員 12 名の平成 16 年度の勤務状況が分かる文書として、出勤簿、職務専念の義務免除申請書、休暇等許可承認簿、職免許可承認簿等を見分したが、「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者」がいるという事実を示す文書の存在を確認することはできなかった。

なお、申立人は、「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者(いわゆる「ヤミ専」)」の間接的な証拠として、ある職員の一定期間の勤務状況を捉えて、給与を受けながら専ら組合の業務に従事していたものと思われることから、現在も「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者」が存在すると主張しているが、実施機関によると、当該職員は当該期間を専従休職し、無給であったとしていることから、当該事案は「専ら組合の業務に従事しながら市から給料を受けている者」に当たらない。

## (4)結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

# (参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成 17 年 7 月 21 日	-	*諮問書を受理
平成 17 年 7 月 29 日	第 181 回審査会	*審議
平成 17 年 8 月 26 日	-	*実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 17 年 9 月 27 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 17 年 11 月 7 日	第 186 回審査会	*審議
平成 18 年 3 月 27 日	第 190 回審査会	*実施機関の職員から非公開理由を聴取 *審議
平成 18 年 4 月 24 日	第 191 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 18 年 5 月 8 日	第 192 回審査会	*審議
平成 18 年 6 月 27 日	第 194 回審査会	*実施機関の職員から非公開理由を聴取 *審議
平成 18 年 7 月 10 日	第 195 回審査会	*審議
平成 18 年 8 月 1 日	第 196 回審査会	*審議